

令和8年5月20日

職員の懲戒処分の公表について

下記のとおり懲戒処分を行いましたので、上天草市懲戒処分の公表に関する基準に基づき公表します。

記

1 被処分者の所属、職名、年齢及び処分の内容等

| 事案 | 所属 | 職名 | 年齢 | 処分の内容等 |
|----|-------|----|-----|-------------------------------|
| 1 | 健康福祉部 | 主幹 | 40代 | 減給10分の1（1月） （当事者：不適正な業務執行） |

2 非違行為の概要

| 事案 | 内容 |
|----|--|
| 1 | <p>本事案は、当該職員が庁内で定められた正規の手続きを経ずに情報の更新等を行ったことにより、一部証明書に不備が生じたもの。</p> <p>住民登録のない方（本市外に住民登録があり、本市に別荘等を所有する方など。以下「住登外登録者」という。）の情報（氏名、生年月日、住所等）については、必要が生じた場合、情報部門の係に依頼して入力・登録・更新（以下「更新等」という。）を行うことが庁内ルールとされている。</p> <p>しかしながら、当該職員はこの手続きを経ずに自ら更新等を行った結果、一部の証明書において必要な情報が表示されない不備が生じた。</p> <p>令和7年10月14日、関係課の職員が住登外登録者情報を確認した際に当該不備に気づき、情報部門の係へ連絡、その後の調査により、当該職員が約15年間にわたり複数件の更新等を行っていたことを認めている。</p> <p>本件は、過去の業務経験等を背景に長期間自己判断で処理が行われたものであり、所定の手続きを経ていなかった点において、適正な事務処理を欠いた不適切な行為である。</p> <p>このため、本件は地方公務員法第29条第1項第2号に基づく懲戒処分の対象としたものである。</p> |

3 処分年月日 令和8年5月20日

4 市長コメント

この度、本市職員が庁内における正規の手続きを経ずに事務処理を行う不適切な行為により、市民の皆さまの信頼を損なう事態となりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

本市においては、昨年12月にも懲戒処分事案が発生し、再発防止の徹底に取り組んできたところではありますが、再びこのような事案が発生したことを重く受け止めております。

本日付けで関係職員に対し懲戒処分を行ったところですが、職員に対する指導・研修を一層強化し、再発防止に具体的に取り組んでまいります。

(連絡先)

総務部 総務課

担当：光瀬課長、山中課長補佐

電 話：0964-26-5526